

## 意見・質問と回答

取組方針	(1)多様な分野との連携
個別方針	②分野・組織を超えた相談体制等の仕組みの整備
実施取組	「複合的、分野横断的な課題に対する支援体制の整備」

【意見】親の年金に頼る壮年者に、就労の斡旋等ができる仕組みづくりが必要と思われる。

【回答】ご意見の事例については、重層的支援体制整備事業の5つの事業のうち、社会との関係性が希薄化し、社会参加に向けた支援が必要な人に対して、本人のニーズと地域資源を調整する参加支援事業の活用を想定しております。

【意見】これまでは、専門性を優先する各分野ごとの相談体制であったものを、令和4年度からは、多様化・複雑化したニーズにフォーカスを当て、分野にとらわれない相談体制となっていることは評価できる。

また、重層的支援体制整備事業実施に向けた準備も段階を踏み、着実に進んでいることが分かる。

留意点としては、今まで制度・サービスから外れていたニーズが、包括的な支援体制が構築されれば必ず利用するとは限らない。補完的な、支援策も併せて考えたほうが良いと思う。

【回答】制度やサービスから外れていたニーズ、いわゆる狭間のニーズへの支援としては、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業を活用し、地域関係者や社会資源を通じて積極的な情報収集を行うなど、制度やサービスだけでなく、地域住民のつながりなどのネットワークが重要です。日頃から地域の様々な関係者と良好な関係性を構築し、多種多様なネットワークを活用することで、潜在的な相談者の発見や相談につながると考えております。

【質問】「重層的支援体制整備への移行準備事業の開始」の記述の中で、相談事例が60件とあったが、どのような内容であったか。

【回答】いわゆる「8050問題」等の複雑化・複合化した支援ニーズを抱えている事例や精神障害が疑われるが福祉サービス利用や医療受診につながらない処遇困難ケース、未成年から成人に達するタイミングでの支援体制の移行に関する相談などが寄せられております。

【意見】「研修の開催」の中で、属性や世代を問わない「断らない相談支援」とあったがとても大事な視点である。市民の切実な相談に対して、何としても応えていこうとする視点と考えられる。

【回答】どの窓口においても属性や世代を問わずに相談を受け止める「断らない相談支援」により、いわゆる「たらい回し」をしないことを明確にすることで、相談する側に安心を与え、相談に行くことへの心理的な抵抗感の軽減を図ることができると考えております。研修内容の充実を図り、「断らない相談支援」の構築を図って参ります。

【意見】包括的な支援体制が具体的に動き出したことは、大変すばらしいと思う。顔の見える関係づくりをはじめ、調整する機関（検討会議など）がうまく機能することで、より充実した体制になっていくのではないかと期待している。

【回答】ご期待に応えられるよう、包括的な支援体制の構築を図って参ります。

【意見】この問題解決窓口の存在をどのくらいの人知っているのか不明である。ぜひ「広報かわぐち」などへ積極的に投稿し、確認を高められたい。

【回答】現在、民生委員などの支援者や支援機関へ重点的に周知しているところでございます。重層的支援体制整備事業が本格的に実施される際には、広報かわぐちをはじめ、様々な媒体を活用し、周知を図って参ります。

【質問】「相談者や世帯の課題を把握し」とあり、このことが重要である。その為、包括的な支援体制の整備を進める部署を設置とあり、相談事例60件の中で検討されたと思うが、その際に分析がどうであったか、何らかの傾向があったのか。

【回答】高齢者の親と障害者や障害が疑われる子どもが同居し、さらに経済困窮など世帯が抱える課題が複数の福祉医療分野にまたがっている事例、いわゆる「8050問題」や被支援者の未成年が成人することにより、児童分野の支援対象外となり、成人後に制度の狭間に陥ることを防ぐために支援体制の再調整が必要な事例について相談を受けています。現状では、既存の単独の支援機関やサービスでは対応できない複雑化・複合化した支援ニーズや制度の狭間の支援ニーズを有する事例があることが見えてきており、支援対象者と信頼関係を築いていくことを目的としたアウトリーチの重要性を認識しております。

【質問】「各関係機関のとの顔の見える関係づくり」は重要であるが、効果はどうか。

【回答】関係部署が主催する協議体へ参加し、意見交換や情報共有を行うことで、各関係機関との顔の見える関係づくりは進んでおり、多機関協働の取組において、各関係機関との円滑な連携が図られております。

【質問】福祉相談支援の相談件数はどの位か。地域包括支援センターについて、現在地域型の20か所である。長寿支援課が取りまとめをしているが、現状は幹事のセンターが取りまとめをしているが、やはり、市の基幹型のセンターの設置が必要である。

【回答】令和5年3月9日現在の相談件数は62件でございます。地域包括支援センターからの相談件数が最も多いことから、地域包括支援センターが地域における重要な相談機関であることは認識しております。今後も地域包括支援センターが属性や分野を問わず相談を受け止める機関として役割を担うことができるよう、複雑化・複合化した内容については、積極的に多機関協働の取組を活用してもらうなど、連携を図って参ります。

また、地域包括支援センターについては、高齢化の進展等に伴い増加する多様なニーズに適切に対応するため、各センターの機能や体制の強化を検討するとともに、市としても、センター間の総合調整や関係機関との連携、困難事例への支援など、センターへの支援や連携の強化に努めます。

【意見】新設の福祉相談担当の扱い件数、相談具体例が開示されると良い。

【回答】ご意見を参考にさせていただきます。

【質問】ヤングケアラーの問題について、基本方針1のすべての取組方針が該当するものと思われるが、今後個別方針をたてるのか。また、3つの専門部会が連携して取組む必要があると思うが、今後の予定又は進捗状況はどうか。

【回答】ヤングケアラーの問題については、社会福祉審議会児童福祉専門分科会にて、第2期川口市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しにあたり、新たな取り組み事項として計画したことから、地域福祉計画にて個別の方針をたてることはありません。また専門部会の連携についての予定もありませんが、委員ご指摘の通り、ヤングケアラーについては、分野横断的な支援が必要になる問題でありますので、包括的な支援体制を担当する福祉相談支援担当において、主管課である子育て相談課と連携し取り組んで参ります。

【質問】相談機関を増やす等取組みに力を入れていることを感じる。具体的にはどんな相談があり、どのように解決に導いたのか。

【回答】高齢者の親と障害者や障害が疑われる子どもが同居し、さらに経済困窮など世帯が抱える課題が複数の福祉医療分野にまたがっている事例、いわゆる「8050問題」や被支援者の未成年が成人することにより児童分野の支援対象外となり、成人後に制度の狭間に陥ることを防ぐために支援体制の再調整が必要な事例について相談を受けている。各相談内容について課題の整理、各支援機関の役割分担や進行管理を行い、各支援機関と連携し、解決に向けた取組を行っております。

【意見】重層的支援体制整備事業の移行に向けて福祉総務課の福祉相談支援担当が「相談支援包括化推進員」の役割を担うと推察する。その際、分野・組織を超えた相談体制を機能させるうえで、行政の生活困窮、障害、高齢、子ども分野の相談業務の実務担当課との協働が大切だと考える。

【回答】委員ご指摘の通り、分野横断的な相談体制を機能させる上では、各相談業務を行っている部署との連携、協働が重要と考えております。そこで本市では「庁内相談支援包括化推進員」を庁内関係部署に配置し、包括的相談支援の周知及び庁内における相談支援の包括化推進を図っております。

取組方針 (2)「地域コミュニティの創造・強化」

個別方針 ⑤地域福祉実践体制の強化

実施取組 「民生委員・児童委員の定員充足率の向上」

【質問】民生委員・児童委員の欠員を補うため、公募や協力員制度の充実が望まれる。

【回答】一般募集及び協力員制度の推進により、引き続き充足率の向上に努めて参ります。

【意見】町会・自治会加入率自体が下がっている中、推薦による民生委員・児童委員の確保は困難な状況であり、その中で新たな負担軽減措置や一般公募を取り入れ、充足率を向上させたことは評価できる。

また、推薦に至らなかった人への対応として、協力員として経験を積んでいただき、予備軍とするのは効果的と思われる。懸念される部分としては、やりたい人が挙手してすぐできるものではないので、面接等慎重な見極めが必要である。

【回答】一般募集で応募された方の民生委員・児童委員としての適格性については、書類審査や面談等により慎重に判断することが重要だと考えております。

【意見】民生委員・児童委員の充足率が、前回令和元年の改選より向上した点については嬉しく思う。しかしながら、充足率に地域較差が大きいという現実もあるので、引き続き充足率の向上に努めたし。

【回答】引き続き、充足率の向上に努めて参ります。

【意見】協力員制度が更に広がりを見せて行って欲しい。

【回答】多くの民生委員に協力員制度を活用していただけるよう推進して参ります。

【意見】「一般公募」制度も引き続き浸透していくことを期待したい。

【回答】引き続き、制度の周知に努めて参ります。

【意見】個人的に初めて民生委員に世話になる機会があり、その重要性を改めて実感したところである。誰でもできるものではないと思うが、間口を広げるためにも「一般募集」で応募できるようになったことは、よい取り組みである。

【回答】引き続き、制度の周知に努めて参ります。

【意見】民生委員・児童委員の方に感謝している。

【回答】ありがとうございます。定例会等機会を捉えてお伝え致します。また、引き続き、充足率の向上に努めて参ります。

【質問】非常に困難な事案と認識している。そして今後とても大切ですが結果を求めない中長期的な視野に立って考える大切で重要な事案である。現在でも効果が出ているが、更なる「民生委員協力員」制度の周知が必要である。今後継続してこの制度が活用できるようになることが大切である。しかし、現在の民生委員・児童委員の負担軽減策は協力員による人力的な対応だけであるのか。一手段であり他の対策はないのか。DXを活用した対策も必要である。他市の状況や方策、しいては日本全体で考えていかないとこの方法だけでは限界があるように感じる。

【回答】協力員制度は、民生委員・児童委員が抱える個々に異なった負担について、協力員の補佐・協力により直接軽減させることができる制度です。今後も多くの民生委員に協力員制度を活用していただけるよう推進して参ります。なお、全般的な活動における負担軽減策としてICT(情報通信技術)の活用を進めているところですが、各委員の知識や操作スキルに差があることが大きな課題となっております。今後も様々な負担軽減策について検討を続けて参ります。

【意見】「一般募集」はぜひ今後も続けられたい。

【回答】引き続き、制度の周知に努めて参ります。

【質問】もう少し学校の協力も含めて取り入れを進めたらどうか。

【回答】学校含む多くの地域団体等に、民生委員・児童委員の活動をご理解及びご協力いただくことが、将来的な負担軽減及びなり手不足解消に繋がると考えておりますので、引き続き、制度の周知に努めて参ります。

【意見】定員充足率の向上を図るため「一般公募」をより強力に進めたし。そのためのPRを多岐にわたって行う方策が必要である。

【回答】引き続き、制度の周知に努めて参ります。

【質問】民生委員を担っている友人から、国勢調査の仕事が大変だと聞いた。負担軽減になっているのか。協力員の制度ができたことは大変ありがたい。

【回答】地域で信頼される民生委員・児童委員は、国勢調査員をはじめ様々な役職を地域からお願いされることがあると伺っております。なお、国勢調査の仕事は、民生委員・児童委員の

活動に含まれていないことから、民生委員協力員に調査の協力をお願いすることはできませんのでご理解願います。

【意見】地域福祉の推進において大切な取り組みと考える。民生委員・児童委員の充足とともに、地域福祉実践体制として市社協の福祉委員制度等、小地域福祉活動の推進も必要と考える。民生委員・児童委員の充足に向けては、自治会活動やボランティア、NPO等の市民活動などに積極的に取り組む方々への働きかけが必要と考える。

【回答】引き続き、関係機関との連携強化に努めて参ります。

取組方針 (4)地域の見守り活動の推進

個別方針 ①地域ぐるみの防災・防犯の取組

実施取組 「福祉避難所の整備」「民間福祉施設との避難協定の締結推進」

【意見】人口60万人都市の川口で、全ての福祉避難所に備蓄品を完全に用意するのは不可能と思う。今後の課題としたい。

【回答】ご高察のとおり完全なる配置は不可能であります。その上で福祉避難所に特化した資機材について、集中管理や事業者との連携に努めて参ります。

【意見】地域の関心が大切である。

【回答】避難所までの避難、避難所の運営等、災害時は地域での協働が必要です。日頃から一人ひとりが自らの関心と保護を隣近所や町会と広げていくよう啓発に努めます。

【意見】災害時は普段要支援者でない方でも、医療・介護ケアが受けられず、要支援者となることも想定されることから、福祉避難所の整備は喫緊の課題ということは分かる。また、市内14か所のほかに10施設と協定できていることは分かったが、事業所はそもそも利用者が存在している中、運営及びケアできる人（要支援者を対応できる専門性を持った人材）の確保も急務と思われるが、被災した地域（施設）から人材を得ることは難しいことから、エリア外からどの程度斡旋できるのか等、箱物の数でなく運営を見据えた、より実践的なシミュレーションが必要と思われる。

【回答】ご高察のとおり福祉避難所の運営は、なるべく早く災害派遣福祉チーム（DWAT）等の派遣を目指すものの、発災後一定の期間は専門の知識や経験のない者によらざるを得ず、速やかな開設と安全な運営のため、毎年度担当職員への研修と訓練による開設・運営要領の確認を行い、課題解決に努めて参ります。

【質問】市民向けに作成されている防災マップの中に「福祉避難所」の場所の記載はされているか。

【回答】防災本（川口市防災ハンドブック）に記載しております。

【意見】「福祉避難所」を必要とされる特別な配慮を要する方々への周知はされているのか。

【回答】特別な配慮を要する方々のみならず、市ホームページをはじめ防災本、防災出前講座等を通じて市民に対し周知は行っております。しかしながら、災害の種類と福祉避難所への避難希望者を検証し開設される事、他市の事例から福祉避難所避難対象外の避難者が押し寄せ、機能不全に陥ることが懸念されるため、積極的な広報は行ってはおりません。今後は災害時に特に配慮が必要と思われる方々に対して、だれが避難を支援してくれるのか、どこに避難するのか等について関係機関・団体などを交えて策定していく個別避難計画の整備が重要であると考えております。

【意見】これから障害者・児が地域で共生して生きていくことが増加する。そこで、風水害などで人工呼吸器が止まった場合の施策を願う。

【回答】福祉避難所にも発電機（カセットボンベタイプ）、一般避難所に指定されている市内の小・中・高等学校にも発電機（ガソリンタイプ）を配置しており、避難所開設時は電力の提供は可能となっております。しかしながら燃料等の備蓄量に限りがあり一時的な電源の確保となるため人工呼吸器利用者につきましても、日頃からの非常時の電源確保のための備えに努めるとともに、ご利用されている医療機器メーカーに災害時の事前契約等をご確認いただくよう推奨しております。上記の対応も含め、災害時に特に配慮が必要と思われる方々に対しては、だれが避難を支援してくれるのか、どこに避難するのか等について関係者・機関を交えて策定していく個別避難計画の整備が重要であると考えております。

【質問】福祉避難所の更なる確保は非常に大切な事と認識した。HUGの実施による図上訓練は一度見学したい。情報伝達訓練、システム運用訓練は何を活用しているのか。

【回答】情報伝達訓練につきましては、川口市職員専用チャットであるLogoチャットを使用し、システム運用訓練は川口市災害情報システムであるK-disを活用致しました。また、HUGの訓練見学につきましては、次回HUGの訓練実施時には、ご案内申し上げます。

【質問】福祉避難所での運営マニュアルの改訂はどのようなものか。備蓄物資の充実はどのようなことを考えているのか。何人分で何日分等リストがあれば教示願う。

【回答】「だれが」「いつ」「何を」のかが分かるようシステムを用いながら端的に改定を進めております。また、訓練で問題のあった手順や要請先の具体化を進めております。備蓄物資の方針として、要配慮者の方々が必要とする資機材（ストマ、エアベッド等）や食料（嚙下のしやすい食べ物）などの整備に努めています。現状何人分で何日分が必要といったリストは作成しておりませんが、食料や水、トイレなどについては、最低3日分の備蓄が基本的な考えになります。

【意見】福祉避難所の備蓄品の配布と配布方法を確定されたし。

【回答】福祉避難所の備蓄品の配布については、福祉避難所担当職員による研修及び訓練において不足している資機材の補充を毎年度行っております。また、配布方法については施設内に備蓄するものは事前に配布しており、その他は災害時に集中管理している倉庫から市職員による配付と協定等締結事業者からの配布を計画しております。

【意見】風水害について以前台風接近時高齢者の高所（公民館）等避難ができなかった（防災無線はあるが、自分で移動できない方）とケアマネージャーから意見があった。

【回答】災害時に特に配慮が必要と思われる方々に対しては、緊急時の垂直避難の考え方も含め、だれが避難を支援してくれるのか、どこに避難するのか等について関係者・機関を交えて策定していく個別避難計画の整備が重要であると考えております。

【意見】福祉避難所の確保の件、地域によってバラツキがある。手薄な地域の設置支援が必要。

【回答】洪水のハザードマップ及び社会福祉施設等の設置状況から、地域によってある程度バラツキがあることはやむを得ないことと考えております。手薄な地域につきましては、あらゆる機会を捉え、特に新規の社会福祉施設が建設される際には、要配慮者の受入れに関する協定を結んでいただけるよう積極的に働きかけて参ります。

【意見】当施設も福祉避難所として市と締結しているが、どこからも情報が来ない。狭い施設の為受け入れられる数も少ないがどのような準備が必要か教示されたい。

【回答】福祉避難所の開設・運用につきまして、より丁寧なマニュアル作成や福祉避難所開設訓練へのご参加・協力など努めて参ります。

【意見】防災・防犯の取り組みの充実は大切で、日頃からの見守りや支えあいにつながると考える。自主防災会は防犯・防災に係る地域活動の担い手との連携も必要になる。

【回答】地域活動の担い手との連携につきましては、平時から防災訓練に参加する等、地域住民同士が顔の見える関係を構築することが望ましいところでございます。市としても自主防災組織は地域における防災・防犯体制の要であると考えており、自主防災組織との連携のため、川口市自主防災組織連絡会を設置し、防災体制の充実強化を図っております。また、川口市消防防災フェア、防災リーダー認定講習、防災出前講座、親子防災教室等を通じて防災意識や啓発活動を行っております。

取組方針 ②孤立・孤独を防ぐ地域の活動

個別方針 「新聞配達店等の地域資源を活用した「見守り協定」ネットワークの構築」

【意見】 民生委員の高齢者世帯調査では、全ての世帯をカバーできないので、各団体（新聞・郵便）等と提携することは重要である。

【回答】 民生委員をはじめ、多くの方が地域の見守りに関わることで、孤立・孤独の防止に繋がると考えております。引き続き、民間事業者等の地域資源を活用した「見守り協定」ネットワークの構築に努めて参ります。

【意見】 これから増々必要になる。

【回答】 引き続き、「見守り協定」ネットワークの構築に努めて参ります。

【意見】 孤独死は高齢者だけの問題ではなく、要支援だが介入拒否者や生活困窮者なども対象となっており、住宅が密集する都市部であっても周囲との関係性が希薄傾向となっている現在では、大きな問題と考えられる。その中で、北九州などでも積極的に「ヤクルト」や「牛乳販売配達店」「新聞配達店」などとの連携により見守り協定が締結され、早期発見に努めていることから、川口でも考えられる民間との連携は必須と思われる。今後も拡充に期待する一方で、本人からの発信等、自助努力も促していければ良い。

【回答】 行政や地域との関わりが少ない住民の状況を把握するため、引き続き、民間事業者等の地域資源を活用した「見守り協定」ネットワークの構築に努めて参ります。

【質問】 緊急通報装置の貸与事業の詳細を知りたい。

【回答】 概ね65歳以上の単身高齢者または高齢者世帯で、急変をきたす恐れのある発作性・慢性疾患をお持ちの方または、日常生活において不安のある方に対し、緊急通報システムを貸与し、民間の通報センターで看護師等が24時間体制で対応し、必要に応じて救急車の出動依頼をすると共に、健康相談や定期的な安否確認を行うことで、高齢者の不安を解消し、福祉の増進を図るものである。

【意見】 今後もより多くの機関との「見守り協定」が締結されるよう願う。

【回答】 引き続き、民間事業者等の地域資源を活用した「見守り協定」ネットワークの構築に努めて参ります。

【質問】 今年度はどのような事例があったか。

【回答】 新聞等がポストに溜まっている状況を心配した配達員からの情報提供を受け、令和4年度は9件の安否確認を行いました。その結果は、入院中が4件、施設入居中が1件、長期外出中が2件、室内での死亡確認が2件であります。

【質問】 現在「孤独死」は歯科においても身元確認（歯牙から）になるケースが増加している。協定日を確認すると協定締結から年月が経過しているものも見られる。今までの早期発見における実績はどうか。その結果を考察することで今後の進む方向性も見えてくる可能性もあるのではと考える。

【回答】 令和4年度に安否確認を行った9件のうち、残念ながら室内で死亡が確認されたケースは2件ありましたが、早期の発見及び遠方のご親族に対して早期の連絡ができたことから、見守り協定の果たす役割は大きいと考えております。

【意見】 多くの「見守り協定」の必要性を強く感じる。

【回答】 引き続き、民間事業者等の地域資源を活用した「見守り協定」ネットワークの構築に努めて参ります。

【質問】 「見守り協定」は大変有効である。定期的に協定先に重要性認識の確認依頼をすべきと考える。

【回答】 今後も協定が有効に活用されるよう、事業者との連携に努めて参ります。

【意見】 地域の見守り活動の推進では安否確認の為、多くの機関と締結をされており安心した。運営施設も宅配弁当の事業を行っており、配達時の安否確認に取り組んでいる。

【回答】 日頃の取り組みに感謝いたします。安否確認に対しましては、引き続きのご理解ご協力をお願いいたします。

【質問】 現状の推進が発展的に展開されることを願う。地区社協や福祉委員制度等、小地域福祉活動の推進とも連動していくことも必要である。

【回答】 地域の見守り強化を図るため、地域福祉団体等との連携に努めて参ります。

取組方針 (3)「権利擁護の推進」

個別方針 ①権利擁護の推進

実施取組 「成年後見制度の啓発」「成年後見制度利用支援事業の充実」

【意見】 市民後見人の育成は、内容が難しく時間がかかるが、今後とも養成に努める必要がある。

【回答】 ご意見のとおり、引き続き事業を実施して参ります。

【意見】 高齢者や単身者の方には重要な事業である。

【回答】 ご意見のとおり、引き続き事業を実施して参ります。

【意見】 成年後見制度の必要度は今後更に高まると予想されているため、市民後見人の育成や制度啓発など、支援体制整備は重要となってくる。まず、ニーズは多いと思われるが、市民後見人が選任されているケースが県内でも一番多い川口市でも6件程度となっていることから、啓発と後見人の移行体制のシステム作りが必要である。最初から負担の係る困難ケースを市民後見人が担うのではなく、専門機関がある程度処理をしたものを引き継ぐ体制ができると、活動しやすくなるのではないかと。更に、市民後見人の経験値とスキルアップのために、「あんしんサポートねっと」の生活支援員として活動し、経験や関係性が積みあがったら後見に移行するなどの、経験できる場面が多いと市民後見人全体の底上げにもつながるのではないかと。

【回答】 すでに生活支援員としても活動できる体制はできましたが、引き続き活動の場の確保に努めて参ります。

【意見】 法人後見支援員が生活支援員としても活動できるようになった場の広がりや意欲の向上維持のため大事なことである。

【回答】 ご意見のとおり、引き続き活動の場の確保に努めて参ります。

【質問】 慎重に進める必要がある制度。市民後見人への移行について、コロナ禍で柔軟な対応を行ったとのことだが、移行プロセスの見直し内容はどの様なものか。（どのように信頼関係を築いていくのか、など）

【回答】 これまで移行を検討する時期は、訪問や事務手続き等の活動期間6ヶ月（目安）を経た上で行っていたが、見直しにより6ヶ月に捉われず検討できることとした。移行にあたっては、対象者の生活の安定状況、受任者との信頼関係、受任者の健康状況や意欲等を確認し、運営委員会で審議するプロセスに変更はない。

【質問】 人材育成が中心となり、その為の環境整備になるのであろう。現行の「進めています体制」で結果が出ており安心だが、今後更なる継続が必要となる施策と認識している。将来的な展望や他市による進め方との違いはあるのか。

【回答】 社協の法人後見支援員から社協の監督人がつく形で市民後見人へ移行する進め方は、他市と大きな違いはありませんが、どの市町村でも社協が担当できる件数に限りがあることが課題となっています。法人後見団体との連携方法について検討を進めて参ります。

【意見】 任意後見人制度について、事務委任契約について法規で定めがなく何らかの方法が必要ではないかと。安心サポートネットについて使用しやすい制度とされたい。

【回答】 国の第二期利用促進計画において、任意後見制度の周知や後見制度以外の権利擁護支援の充実が取組施策として掲げられ、研修等において制度の活用方法や課題等が示されているところです。適切な権利擁護支援の実施のため、地域連携ネットワークの機能が発揮されるよう努めて参ります。

**【意見】** まだまだ後見人不足である。コロナが少し落ち着いてきたので、スムーズな後見人の移行が望まれる。

**【回答】** ご意見のとおり、スムーズな移行に努めて参ります。

**【意見】** 超少子高齢社会として2040年を想定して、この取組方針の推進は大変重要である。市民後見人の養成と共に、それに至る前の支援として日常生活自立支援事業の充実、日頃からの地域での見守り・支え合いと、シームレスに地域で安心して暮らせるように努めることが大切である。

**【回答】** ご意見のとおり、地域共生社会の実現を目指し、事業を実施して参ります。